○国土交通省令第七十三号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
（略）	（略）
神戸航空交通管制部	北緯三一度二二分五九秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点を結んだ線、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点を結んだ線（以下「E線」という。）、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点を結んだ線並びに同地点から二三二度に引いた線（以下「F線」という。）以南であって、北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点、北緯二八度四九分五三秒東経一三三度二五分四九秒の地点、北緯二八度七分五三秒東経一三二度四五分三五秒の地点、北緯二七度二三分二一秒東経一三二度四分二九秒の地点、北緯二六度四五分二三秒東経一三一度五七分四秒の地点、北緯二六度三七分五八秒東経一三一度五一分一八秒の地点、北緯二五度五二分二八秒東経一三一度九分二五秒の地点、北緯二五度五分三六秒東経一三〇度三四分四五秒の地点、北緯二四度五一分三六秒東経一三〇度二二分三秒の地点、北緯二四度三五分五秒東経一二九度四四分一八秒の地点及び北緯二三度一四分四七秒東経一二八度四二分四五秒の地点を順次に結んだ線並びに同地点から二一八度に引いた線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域
福岡航空交通管制部	C線、D線、E線及びF線以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域

改正前	
（管轄区域） **第一条**　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
（略）	（略）
福岡航空交通管制部	C線、D線、北緯三一度二二分五九秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点を結んだ線、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一三一度二九分五二秒の地点を結んだ線（以下「E線」という。）、同地点及び北緯三〇度一三秒東経一二八度五九分五二秒の地点を結んだ線並びに同地点から二三二度に引いた線（以下「F線」という。）以西の区域であって本邦及びこれに近接する区域
那覇航空交通管制部	E線及びF線以南であって、北緯二九度三一分四〇秒東経一三二度一七分三八秒の地点、北緯二八度四九分五三秒東経一三三度二五分四九秒の地点、北緯二八度七分五三秒東経一三二度四五分三